



HOKKAIDO UNIVERSITY

Title	カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程：第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで〔論文内容及び審査の要旨〕
Author(s)	松本, 彩花
Degree Grantor	北海道大学
Degree Name	博士(法学)
Dissertation Number	甲第12831号
Issue Date	2017-09-25
Doc URL	https://hdl.handle.net/2115/67369
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by-nc-sa/2.1/jp/
Type	doctoral thesis
File Information	Ayaka_Matsumoto_review.pdf, 審査の要旨



学位論文審査の要旨

博士の専攻分野の名称 博士（法学） 氏 名 松 本 彩 花

審査担当者	主 査	教 授	権 左 武 志
	副 査	教 授	辻 康 夫
	副 査	教 授	田 口 正 樹

カール・シュミットにおける民主主義論の成立過程
—第二帝政末期からヴァイマル共和政中期まで—

本論文は、ドイツ第二帝政末期からヴァイマル共和政中期までにカール・シュミット(1888-1985)の民主主義論が成立する過程を解明することを目的とする。シュミットが提唱した「治者と被治者の同一性」という民主主義の定義は現代政治学でも受容されているが、一次資料が制約されていたため、最初期まで遡ってその形成過程を解明する試みはなかった。だが、近年、1910年代から1920年代前半までの日記帳や講義録等の遺稿が公表された。本論文は、新資料を使用し、最初期の1910年代から民主主義論が完成される『憲法論』(1928)までを対象とし、シュミット民主主義論の成立過程を新たに再構成しようとする。本論文は、政治的統一を重視する国家観の展開や民主主義を特徴づける同一性概念の展開に注目し、民主主義論の形成を解明すると共に、同じ時期に民主主義を論じたケルゼン(1881-1973)と対比し、シュミットの議論を相対化しようとする。

第一章では、1910年代のシュミットにおける国家観、個人観、人間観、法学方法論を解明する。まず、教授資格論文『国家の価値と個人の意義』(1914)を取り上げ、規範と事実の二元的世界観に基づき、法規範を実現する主体という国家観、国家に貢献する個人に価値があるという個人観を明らかにする。次に、「教会の可視性」(1917)を取り上げ、国家観の背景をなす神学的世界観と悲観主義的人間観を明らかにし、『政治的ロマン主義』(1919)の近代主観主義批判へと継承されたことを示す。更に、シュミットの法学方法論（法学—神学並行論と擬制論）を取り上げ、ケルゼンの方法論と対比する。

第二章では、第一次世界大戦開戦からドイツの敗戦・革命期までにおけるシュミットの戦争体験を踏まえて、『独裁』論の成立過程を明らかにする。まず、日記帳を使い、大戦中の軍務経験を解明し、戒厳状態について報告する軍務を契機に、「独裁と戒厳状態」(1916)で両者が明確に区別されたことを示す。次に、ミュンヘン商科大学講義録(1919)に従い、ボダン論、ホプフズ論の特徴（国家的統一の重視と代表への注目）を取り出した上で、『独裁』(1921)では、主権者から独裁官による本来の独裁、「委任独裁」が区別された点、独裁官が主権を掌握する新たな独裁、「主権独裁」が成立した点を示す。更に、主権独裁の事例であるプロレタリア独裁が民主主義とどんな関係にあるか、シュミットとケルゼンの見解を対比する。

第三章では、『政治神学』(1922)及び同じ時期に成立したカトリシズム論(1923)を取り上げ、シュミットの人民主権論とその否定的評価を明らかにする。まず、同時代の神学的世界像と政治的構造の間にアナロジーを想定する「政治神学的方法」は、一九世紀の反革命国家哲学者、特にドノソ・コルテスの歴史観に由来すると論じる。次に、シュミットが、政治神学的方法に従い、絶対君主政の特徴を、主権者の超越性と代表的性格として肯定的に捉え、人民主権ないし民主主

義の特徴を、主権者の内在性と「一連の同一性」として否定的に捉えたことを示す。更に、人民主権論の理解をシュミットとケルゼンで対比し、両者がルソー受容の仕方で異なると論じる。

第四章では、議会主義論の初版(1923)、第二版序文(1926)、「政治的なものの概念」初版(1927)を取り上げ、民主主義論の変容と展開を論じる。まず、議会主義論初版では、「治者と被治者の同一性」を、「人民の意志」という擬制をいかに形成するかという「同一化」の問題として捉え直し、主権独裁をモデルにして民主主義を肯定的に評価する立場に転換したと指摘する。次に、議会主義論第二版では、ルソー解釈を通じ、民主主義に不可欠な要素として、分裂が不在な「同質性」の基準を導入し、「政治的なものの概念」では、国際関係の文脈で「人民の政治的統一」という国家観を新たに示したと指摘する。

第五章では、『人民投票と人民請願』(1927)を取り上げ、民主主義論の新たな展開とその起源を明らかにする。まず、シュミットは、ローマ史家 Th. モムゼンに従い、古代ローマの直接民主主義を、人民が政務官の定式化した問いに回答するという人民と政務官の対立関係として把握し、この洞察を現代民主主義に適用したと指摘する。次に、ボン大学の神学者ペテルゾンの一神教研究から「喝采」概念を取り入れ、指導者に対する人民の喝采こそ民主主義の根本現象と見なしたと指摘する。

第六章では、『憲法論』(1928)を取り上げ、民主主義論がいかに完成したかを考察する。まず、人民の政治的統一という国家観を国内的文脈に導入し、民主主義の同一性原理を、政治的に統一された人民と経験的に存在する人民との一致として新たに定義したと指摘する。次に、カトリシズム論の代表概念を継承しつつ、人民の政治的統一を代表するという新たな代表原理を提示したと論じる。更に、同一性原理に内在する限界から、近代憲法の政治体制は、同一性原理を代表原理と結合することで構成されるという命題を引き出し、人民の信任と喝采を受ける指導者にして人民の政治的統一を代表する者として、ライヒ大統領の地位を正当化したと論じる。

結びでは、シュミット民主主義論をケルゼンのそれと再び対比し、その後の民主主義論の展開を考察した上で、彼の民主主義論は、カトリック的環境や時代体験に外在的に制約されており、実質的価値を問わない形式的民主主義理解という内在的問題があったと結論する。

本論文は、日独の先行研究を幅広く渉猟した上で、新資料を使用し、シュミットの民主主義論の形成過程を統一的に説明する最初の試みと評価できる。特に第一章・第二章で、日記帳や講義録等の新資料に従い、謎の多かった教授資格論文の執筆経緯や戦中の軍務体験と独裁論の関連という民主主義論の前提条件を具体的に明らかにした点は、第一の学術的貢献である。また第五章では、従来注目されなかった直接民主主義論を取り上げ、モムゼンやペテルゾンの受容から人民投票モデルや喝采概念の起源を解明し、第六章の『憲法論』解釈に生かした点は、第二の学術的貢献と言える。更に、シュミットをケルゼンと初めて体系的に比較し、彼の民主主義論を別の視点から相対化することにも一定程度成功しているのは、第三の学術的貢献である。この結果、本論文は、シュミットの概念を無批判に使用するドグマ化の傾向を基本的に免れており、こうした傾向を是正する効果も期待できる。

他方で、第四章で論じる 1923 年に民主主義評価が転換した背景や原因については、なお議論の余地があると指摘された。本論文は、人民の意志は形成可能だという主権独裁のモデルから、民主主義を受け入れる立場に転じたと理論内在的に説明するが、当時の時代状況（ルール危機の克服）から外在的に説明する可能性も検討する必要がある。他にも、ホップズ代表概念の受容やヴェーバー指導者民主主義論の受容が十分に検討されていない点も指摘された。これらの足りない点は、公表時までには改善されるのが望ましいし、また改善可能だと判断する。

以上から、本論文は、博士の学位を授与するに相応しい水準に達していると審査員三名により評価された。